

さいたま市告示第 1 2 4 5 号

さいたま市水道局告示第 1 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された建設業の種類（以下「業種」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 5 5 条第 1 項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）

第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

- (5) 建設工事及び土木施設維持管理について、名簿登載者が、次のいずれかの届出を行っていないとき（当該届出の義務がない者を除く。）は、競争入札に参加することができない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 資格審査を受けることができない者

- (1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 15(1)エ、オ又は(2)イに該当する者として抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (5) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (6) 次に掲げる者は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
- ア 一度資格審査を受けた業種又は業務を他の業種又は業務に変更しようとする者
- イ 一度資格審査を受けた業種又は業務について、再度資格審査を受けようとする者
- ウ 有効期間内に申請することができる業種の上限まで既に申請を行った者

4 資格審査の申請区分等

(1) 建設工事

ア 資格審査は、次表に掲げる業種ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

イ 申請することができる業種の数、主たる営業所（建設工事にあっては、建設業許可に係る主たる営業所をいい、建設工事以外の申請区分にあっては、本店又は本社等をいう。以下同じ。）及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について申請することはできない。

(2) 設計・調査・測量

ア 資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

イ 営業所ごとに同じ業務について申請することはできない。

(3) 土木施設維持管理

申請することができる営業所は、主たる営業所又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（参加自治体に属する知事、市長、町長又は村長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して競争入札参加資格申請（以下「電子申請」という。）をするものとする。

イ 埼玉県電子入札共同システムに登録がない者による申請（以下「新規申請」という。）及び登録がある者による申請（以下「更新申請」という。）は、4に掲げる申請区分に応じて、別表1に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請するものとする。ただし、別表1に掲げる履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書については申請者が行う法人番号等の提供により、さいたま市の市税納税証明書については申請者の同意により、市長等が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

ウ 電子申請に使用できる漢字は、J I S第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

エ 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行うものとする。

オ 申請書類は、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。

カ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表1にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

(2) 申請書等の取得方法

埼玉県ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

受付時間は、いずれの申請も各日8時30分から23時00分まで

(7) 新規申請

令和8年8月17日から令和8年9月4日まで

(i) 更新申請

a 建設工事のみ

令和8年9月7日から令和8年11月13日まで

ただし、設計・調査・測量及び土木施設維持管理を同時に申請する場合の受付期間は、

ｂのとおりとする。

ｂ 設計・調査・測量及び土木施設維持管理

令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 1 1 月 6 日まで

イ 受付方法

共同受付窓口である埼玉県への電子申請とする。

ウ 申請先

〒 3 3 0 - 9 3 0 1 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（工事）

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号）第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

(1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

また、別表 2 に定める発注者別評価点の各評価項目については、当該項目の条件において基準日又は対象期間が明示されているものは当該基準日等によるものとし、当該基準日等の定めがないものについては、申請日現在の状況により判定するものとする。

(2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1 業種につき 1 人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1 業務につき 1 人とし、5 人以内とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

(4) 土木施設維持管理に係る代理人は、1 人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

建設工事の資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第 2 7 条の 2 9 第 1 項の規定による経営事項審査の総合評定値に別表 2 に定める発注者別評価点を加算した数値とする。ただし、

発注者別評価点の合計が0点未満となった場合には、発注者別評価点の合計を0点とする。

有効期間内において新たに業種を追加して資格審査を申請する場合の当該追加業種に係る資格審査数値は、当該申請日時点において有効な経営事項審査の総合評定値及び発注者別評価点により算出するものとする。この場合において、既に資格者名簿に登載されている業種に係る資格審査数値は変更を行わないものとする。

なお、経営事項審査の総合評定値は、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」（以下「国土交通省通知」という。）により算出した評点とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営事項審査の総合評定値については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別年間平均元請完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

(2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の国土交通省通知別紙1及び2に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 建設工事

等級区分は、8で定める資格審査数値をもとに、一部の業種について業種別に等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

イ 業種別の等級

(イ) 土木工事業及び建築工事業

S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。

(ロ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

A級、B級及びC級の3級に区分する。

(2) その他

ア 各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表２のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表１及び別表２について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を、４に定める申請区分ごとの資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和１０年度の有効期間中に別に定める。

12 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

13 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に届け出るとともに、関係書類を直ちに共同受付窓口である埼玉県に提出するものとする。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア ２(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

キ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

ク 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

14 競争入札参加資格の再審査

(1) ３(6)の規定にかかわらず、相続、合併、会社分割又は事業譲渡等により、名簿登載者から申請

区分に係る当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、市長等に再審査の申請をしなければならない。なお、申請書類については、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。

- (2) 3(6)の規定にかかわらず、名簿登載者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請をしなければならない。

1 5 資格者名簿からの抹消

- (1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

- (2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 13(1)又は同(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請、変更に関する届出又は競争入札参加資格再審査申請等に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

- (3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となつてから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

1 6 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1 7 追加の資格審査

市長等は、必要があると認める場合には、追加で資格審査を実施することができる。この場合の資格審査申請の方法及び競争入札参加資格の有効期間等については別に定める。

1 8 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請業種又は業務ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1 9 その他

詳細は、埼玉県ホームページにて公開する令和9・10年度競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

添付書類	申請区分		
	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）【法人で新規申請者のみ対象】	○	○	○
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】	○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○		
社会保険等の加入確認資料の写し【土木施設維持管理を申請し、且つ建設工事を申請しない場合のみ対象】			○
建設業許可通知書の写し又は許可証明書（写し可）	○		
建設業許可申請書（様式一号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し	○		
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し【代理人を設置する場合のみ対象】	○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】	○		
登録状況を証明する書類の写し		○	
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	○	○	○
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 9 0 0 1 認証取得登録証の写し【申請業種又は業務について取得している場合のみ対象】	○	○	○
J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 1 4 0 0 1 認証取得登録証の写し【申請業種又は業務について取得している場合のみ対象】	○	○	○

添付書類		申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
監理技術者の状況			○		
建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）			○		
組合員名簿、役員名簿【協同組合等のみ対象】			○	○	○
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し		○		
	経営事項審査の総合評定値通知書の写し（組合と組合員のもの）		○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表		○		
行政書士が代理申請する場合の委任状【行政書士が代理申請する場合のみ対象】			○	○	○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】			○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】			○	○	○
納税状況等照会同意書兼誓約書			○	○	○
個別情報報告書			○	○	○
資本関係・人的関係調書			○	○	○
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書			○		
一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）			○		
以下のア～ウのいずれかの書類の写し ア　さいたま市と締結している包括連携協定書 イ　さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ　さいたま市健康経営企業認定証			○		
さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した災害協定等の写し又は要請に基づく活動実績の報告【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○		

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○			
女性技術者又は若手技術者（申請日現在３５歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○			
ＣＰＤＳ／ＣＰＤで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】	○			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○			
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○			
協力雇用主の登録に関する証明書【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	○			
送付票【新規申請者及び更新申請者が対象】	○	○	○	○

別表 2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
災害時復旧協力協定締結	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること なお、締結している協定等は令和8年8月1日現在有効なもののみとする。	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
災害協定等に基づく活動実績	令和6年8月1日から令和8年7月31日までの間で、次の活動実績を有する者 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした者。 ○ さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づき、災害時における応急復旧等の活動をした者。 なお、単価契約に基づくものは除く。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
品質管理	ISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
優秀建設工事 業者表彰	令和7年度・令和8年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点		受賞者・該当業種
入札参加停止	令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点		全者・申請全業種
工事成績	① 令和7年1月1日から令和8年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点(共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。)	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	－20点	
	② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合	1案件につき－5点		
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になり得る女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満の者)が1人以上常勤している場合(従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。)	10点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種	
C P D S／C P D（継続学 習）の取組み 状況	C P D S／C P D（継続学習）に取 組んでいる技術者の取得した単位数に 応じ、申請時に在籍している企業に対 して、令和３年８月１日から令和８年 ７月３１日の期間で取得したものに対 して加点する。 ① 「一般社団法人全国土木施工管 理技士会連合会」が実施する継続 学習制度における企業ごとの取得 単位数 ② 「建築C P D運営会議」が実施 する情報提供制度(C P D)におけ る企業ごとの認定時間数 ③ 「公益社団法人土木学会」が実 施する土木学会C P D制度におけ る企業ごとの取得単位数 ④ 「造園C P D協議会」が実施す る継続教育制度(C P D)における 企業ごとの取得単位数	①一般社団法人全国土 木施工管理技士会連合 会	市内に建設業法 に基づく主たる 営業所を有する 者 ①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業 ③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業 ④対象業種 造園工事業	
		取得単位数	配点	
		1 ～ 1 9	1 点	
		2 0 ～ 3 9	2 点	
		4 0 ～ 5 9	4 点	
		6 0 ～ 7 9	6 点	
		8 0 ～ 9 9	8 点	
		1 0 0 ～	1 0 点	
		②建築C P D運営会議		
		取得単位数	配点	
		1 ～ 1 1	1 点	
		1 2 ～ 2 3	2 点	
		2 4 ～ 3 5	4 点	
		3 6 ～ 4 7	6 点	
		4 8 ～ 5 9	8 点	
		6 0 ～	1 0 点	
		③公益社団法人土木学 会、④造園C P D協議 会		
取得単位数	配点			
1 ～ 4 9	1 点			
5 0 ～ 9 9	2 点			
1 0 0 ～ 1 4 9	4 点			
1 5 0 ～ 1 9 9	6 点			
2 0 0 ～ 2 4 9	8 点			
2 5 0 ～	1 0 点			
※申請業種ごとの上限 は１０点とする				

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
障害者雇用	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４３条に係る報告義務がある場合、申請日直近の６月１日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者 ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を１人以上雇用し、障害者雇用の状況を提出した者	２０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	ＩＳＯ１４００１の認証を取得している場合又はエコアクション２１の認証を取得している場合	１０点	全者・申請全業種
子育て支援	○ 従業員１００人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第１２条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第１５条の２の規定による認定を受けている者 ○ 従業員１０１人以上の企業等の場合、同法第１３条又は第１５条の２の規定による認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び 対象業種
女性の活躍推進	○ 従業員１００人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第８条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第１２条の規定による認定を受けている者 ○ 従業員１０１人以上の企業等の場合、同法第９条又は第１２条の規定による認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第６条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者	１０点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	以下のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市ＳＤＧｓ認証企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健康ネットワークに加入している者	１０点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。